

11 政令別表第1(11)項(神社、教会等)

省令第1条の3第1項(表)

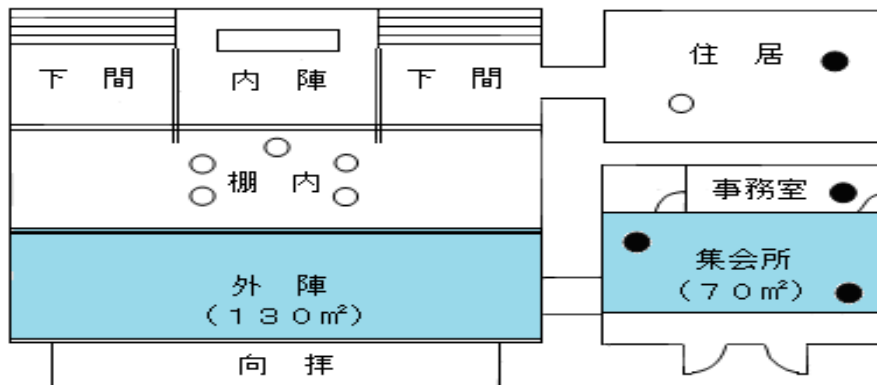
神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数を合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

- ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。
- イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(2) 算定例

(11)：寺院



従業員 (神職○ その他●) 礼拝、集会等に供する部分 ■

- ア 従業員 10 人 (神職 6 人、その他 4 人)
- イ 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 200 m²
 $10 \text{ (人)} + (200 \text{ (m}^2) \div 3 \text{ (m}^2)) = 76$
となり、収容人員は、76 人となる。